

都市計画審議会 会議録					
審議事項		議案第１号　富山高岡広域都市計画地区計画下水道の変更について ①排水区域の変更 ②その他の施設の変更 （八幡中継ポンプ場及び本町中継ポンプ場の廃止） 議案第２号　一般廃棄物処理施設の敷地の位置について （建築基準法第５１条ただし書の規定による許可）			
会 場		射水市役所大島分庁舎大会議室	日 時	令和　２年　３月２５日（水） 午前１０時～午前１１時２０分	
出席者		牧田　和樹、舟木　康眞、佐伯　孝、伊勢　司、竹内　美津子、石黒　善隆、小島啓子、南　理（代理　高田）、福井　貴美子、尾上　清逸、沖　和美 （計１１名）			
欠席者		夏野　勝美、石川　邦子、堀　義治、尾定　琢（計４名）			
傍聴者		１名			
司会部長 司会会長	委員定足数について報告（１５名中１１名の参加により審議会成立） 開会のあいさつ 委員、事務局の紹介 ■公開・非公開 「射水市情報公開条例」に規定する個人・法人等の情報が含まれていないことから、公開で審議してよいか伺う。				
委　員	全員異議なし				
会　長	異議なしであるため、審議は公開で行う。				
会　長	開会宣言				
会　長	■議事進行 今日の審議事項のうち、 「議案第１号　富山高岡広域都市計画地区計画下水道の変更について」市より説明願う。				
市	議案説明・・・議案第１号　資料参照				
会　長	■質疑応答 ・富山高岡広域都市計画地区計画下水道の変更について、質疑はあるか。				
委　員	・下水道区域の変更について、自治会等に説明会を行ったということであるが、何名ほど参加されたのか。				
市	・説明会に住民を全員集めて、というわけではなく、自治会長等の説明をし、その後それぞれの自治会内部で諮っていただく等していただき、最終的に異論ないということで、それぞれ回答をいただいたところである。				

委 員	・マンホールポンプについて、既存の排水ポンプを、このマンホールポンプに切り替えても、これまで既存の排水ポンプの役割を十分に担うことができるのか。
市	・人口減少による計画汚水量の減少、節水、技術革新、等の理由から既存の排水ポンプをマンホールポンプに切り替えても、今の計画汚水量は十分に賄えるということで切り替えたところである。
委 員	・下水道区域の変更をすることで、地域にはどのようなメリット・デメリットがあるのか。
市	・メリット・デメリットということではないが、下水道区域に入ること、地域の方には合併処理浄化槽等を設置するのではなく、公共下水道への接続と下水道料金の負担をお願いすることになる。
会 長	・汚水処理人口普及率の99.9%と下水道処理人口普及率の88.6%の差は何を意味するのか。
市	・下水道処理人口普及率は、公共下水道の普及率であり、汚水処理人口普及率は、農業集落排水や個人の合併処理浄化槽等も合わせた普及率である。
委 員	・農業集落排水もいずれは公共下水道へ編入されるのか。
市	・施設の老朽化等を鑑み、将来的には統廃合等も視野に入れて下水道施設のあり方を検討する必要がある。
会 長	■採決 他に質疑はないようであれば、採決を行う。 「議案第1号 富山高岡広域都市計画地区計画下水道の変更について」を原案のとおり可決してよいか伺う。
委 員	全員異議なし
会 長	異議なしと認めるので「議案第1号 富山高岡広域都市計画地区計画下水道の変更について」を原案のとおり可決することとする。
会 長	続いて、
県	「議案第2号 一般廃棄物処理施設の敷地の位置について」説明願う。 議案説明・・・議案第2号 資料参照
会 長	■質疑応答 ・議案第2号 一般廃棄物処理施設の敷地の位置について質疑はあるか。

委 員 県	・地域等への説明等の対応はこれまでもきちんとされていると思うが、今まで以上にきちんと地域等への対応をお願いしたい。 ・事業者はその旨伝える。
会 長	■採決 他に質疑はないようであれば、採決を行う。 「議案第２号 一般廃棄物処理施設の敷地の位置について」を原案のとおり可決してよいか伺う。
委 員	全員異議なし
会 長	異議なしと認めるので「議案第２号 一般廃棄物処理施設の敷地の位置について」を原案のとおり可決することとする。
会 長	本日予定した案件は原案とおり可決とさせていただいた。
会 長	閉会宣言

令和元年度第1回射水市都市計画審議会 説明概要
議案第1号 富山高岡広域都市計画下水道の変更について

○下水道とは【概要】

公共下水道の目的は、生活環境の改善、水質の保全、浸水の防除など都市活動を支える上で必要不可欠な施設であり、都市計画上、良好な住環境の整備に関する都市施設の一つとして下水道があり、射水市の公共下水道においても、公共用水域の水質保全、公衆衛生の向上などの目的に、市街化区域において、都市計画決定などを行ってきた。

○射水市の下水道【状況】

射水市の汚水事業の供用した時期は、単独公共下水道では、昭和49年に旧新湊市(桜町処理区)、昭和45年に旧小杉町(太閤山処理区)、平成5年に旧大門町(大門東部処理区)において、供用を開始しました。

また、流域下水道では、平成3年に小矢部川流域下水道、平成9年に神通川左岸流域下水道の関連公共下水道として供用を開始してきた。

平成30年度末時点の下水道普及状況は、国土交通省所管の下水道処理区域の下水道処理人口普及率は88.6%、農村下水道、合併浄化槽を含めた汚水処理人口普及率は99.9%になっており、射水市の下水道整備は概成している状況である。

一方、雨水事業は、都市下水路、雨水管渠、雨水ポンプ場整備進めてきたが、近年頻発する集中豪雨被害への対応として、現在、平成31年3月に策定した「射水市雨水管理総合計画」に基づき、整備促進を図っている。

○排水区域の変更(新旧対照表)【変更内容・理由】

今回、富山高岡広域都市計画下水道の変更の一つ目である排水区域の変更については、現在、射水公共下水道の排水区域は、約1,807haを都市計画決定しており、今回、海竜地区、橋下条地区、二口・中村地区、本開発地区の4地区約41haを区域の拡大し、区域面積を約1,848haに変更するものである。

今回、排水区域を都市計画決定する理由は、

まず、都市計画法における下水道の都市計画の考え方としては、下水道は、生活環境の改善、水質の保全、浸水の防除等都市活動を支える上で必要不可欠な施設であり、都市計画に定めるべきものであり、市街化区域においては少なくとも下水道

を定めるものとされている。

また、下水道の都市計画における排水区域においては、土地利用の動向を勘案し、下水を排除すべき地域として一体的な区域となるよう定めることになっている。

このことから、拡大する排水区域は平成 28 年 9 月に市街化区域に編入された地区で、住宅系の用途指定がされた箇所において、下水道の都市計画として位置付ける必要があり、今回、射水公共下水道の排水区域を拡大するものである。

なお、既存住宅については、特定環境保全公共下水道事業で整備を行い、下水道は整備済である。また、民間開発等で整備された橋下条地区、二口、中村地区の一部の下水道は、下水道法24条第1項第3号の規定により、公共下水道認可区域外で、既設公共下水道への接続行為である区域外流入を認める制度を活用し、既に神通川左岸流域下水道の関連公共下水道に接続し使用している。

○その他施設の変更(新旧対照表)【変更内容・理由】

二つ目の富山高岡広域都市計画下水道の変更であるその他施設の廃止については、八幡中継ポンプ場及び本町中継ポンプ場は、都市計画の下水道として位置づけていたが、施設の老朽化に伴い、組み立て式マンホールの中にポンプ設備を組み込んだマンホールポンプ施設に更新したため、本町中継ポンプ場及び八幡町中継ポンプ場を廃止する。

なお、都市計画上、マンホールポンプ等簡易なものは都市計画に定める必要がありません。

中継ポンプ場からマンホールポンプ施設に更新したのは、マンホールポンプ施設の技術革新などにより、従来規模の中継ポンプ場の必要性が無くなったためである。

○排水区域の変更、その他施設の廃止 広域位置図【変更の場所】

今回、排水区域を変更する地区の場所について、説明。

○排水区域の変更 区域拡大地区【用途地域】

海竜町地区の約 18.1ha

橋下条地区の約 10.8ha

二口、中村地区の約 0.3ha

本開発地区の約 2.6ha

これら4地区の住宅系の用途地域で約 41.8ha を区域拡大するものである。

海竜町地区、本開発地区の第一種住居地域とは、住居系で大規模な店舗、事務所の立地は制限される、住宅の環境保護のための地域

橋下条地区の第一種中高層住居専用地は、住居系で中高層住宅の良好な環境保護のための地域

二口、中村地区の第二種中高層住居専用地は、住居系で一定の利便施設の立地は認められる、中高層住宅の良好な環境保護のための地域

○排水区域の変更 経緯の概要【都市計画法に基づく手続き状況】

射水市では、昨年2月に対象区域の各自治会長などに計画区域の拡大について説明を行い、反対意見はありませんでした。

県とは、事前協議を行い、平成 31 年 3 月に異存ありませんと回答がありました。

また、3 月 4 日から 17 日までの 2 週間、都市計画課、下水道工務課で都市計画の変更案の縦覧を行いました。射水市では、案の縦覧者及び意見書の提出はありませんでした。

海竜地区、橋下条地区、二口・中村地区、本開発地区の 4 地区約41haを区域の拡大し、区域面積を約1,848haに変更するものである。

○都市計画に定める下水道の都市施設

都市計画法において、下水道は、都市計画に定められるべき都市施設の一つであり、市街化区域については、都市施設として主要な管渠、処理場、ポンプ場、排水区域を定めるようとされている。ただし、マンホールポンプ等簡易なものは除くことになっている。

下水道の都市施設として定めた施設が廃止された場合には、都市計画上、廃止して削除する必要がある。

○八幡中継ポンプ場 位置図【概要】

八幡中継ポンプ場は、赤丸で図示した八幡町一丁目地内の敷地面積約 200m² に、放生津町、八幡町地内等の汚水をポンプで揚水、圧送するため整備を行い、旧新湊市の桜町処理区の汚水中継ポンプ場として昭和 57 年 4 月に供用開始しており、平成 29 年度時点で約 35 年経過し老朽化していたため、低コスト化となるマンホールポンプ施設を隣接する道路に整備し、平成 29 年 10 月に運転開始とともに、八幡中継ポンプ場の運転を停止した。

○本町中継ポンプ場 位置図【概要】

本町中継ポンプ場は、赤丸で図示した本町二丁目地内の敷地面積約 390m² に、本町地内等の汚水をポンプで揚水、圧送するため整備を行い、旧新湊市の桜町処理区の汚水中継ポンプ場として昭和 54 年 3 月に供用開始しており、平成 31 年度時点で約 40 年経過し老朽化していたため、低コスト化となるマンホールポンプ施設を隣接する道路に整備し、平成 31 年 3 月に運転開始とともに、本町中継ポンプ場の運転を停止した。

八幡中継ポンプ場及び本町中継ポンプ場は、都市計画の下水道として位置づけていたが、施設の老朽化に伴い、組み立て式マンホールの中にポンプ設備を組み込んだマンホールポンプ施設に更新したため、本町中継ポンプ場及び八幡町中継ポンプ場を廃止する。

以上で、富山高岡広域都市計画下水道の変更に関する説明を終わります。
慎重審議をよろしくお願いいたします。